

# 慶州・雁鴨池出土の薬物名木簡再論 古代東アジアの医薬文化

A Reexamination of the Wooden Tablets Comprising Names of Medications Excavated at Anapji Pond in Gyeongju :  
The Medicational Culture of Ancient East Asia  
MIKAMI Yoshitaka

## 三上喜孝

### はじめに

日本古代の医薬文化が、中国や朝鮮半島などの影響を受けて受容されてきたことは、いうまでもないであろう。本稿ではそうした観点から、韓国で出土した薬物名を記した木簡を出発点に、『延喜式』などにみえる古代日本の医薬文化を、おもに朝鮮半島との関わりから述べてみようとするものである。

すでによく知られているように、古代日本の医薬文化と朝鮮半島との関わりは、文献史料の上から広く確かめられる。古くは『日本書紀』允恭天皇三年春正月朔条に「使を遣わして良き医を新羅に求む」、同年秋八月条に「医、新羅より至れり。則ち天皇の病を治めしむ」とある。むろん伝承に過ぎないが、医薬文化をめぐる朝鮮半島との関係を意識した記述であることには相違ない。

また、『日本書紀』欽明天皇一五年二月条に、百濟から易博士、曆博士らとともに「医博士」「採薬師」が渡来したとする記事があるのもよ

く知られている。さらには、朱鳥元年（六八六）四月戊子条に、新羅使節が、「薬物」を献じたとする記事もみられる。

なお、『続日本紀』天平宝字二年（七五八）四月己巳条によれば、医療系官人であった難波連奈良の遠祖徳来は、もと高麗の人で百済国に帰していたが、雄略天皇が百済国に才人を求めたときに貢進され、その後その五世の孫恵日が唐で医学を学んだとあり、難波連奈良が半島系の渡来人の系譜をひく人物であったことがわかる。

人的交流の面だけではなく、薬物そのものの将来において朝鮮半島のはたした役割は大きかった。たとえば自生しない薬草については、新羅商人たちによって日本列島にもたらされたことが、八世紀後半の正倉院所蔵の鳥毛立女屏風の下貼として使用された「買新羅物解」から確認できる<sup>(1)</sup>。薬草についての知識は、東アジアの人々の交流を通じて、共有されていったと考えられるのである。

こうしたこれまで知られている文献史料のほかに、近年出土した木簡により、古代日本と朝鮮半島との医薬文化のつながりはどの程度描くこ

とができるだろうか。筆者はかつて、韓国・慶州の雁鴨池遺跡から出土した薬物名の書かれた木簡について検討したことがあるが、本稿ではあらためて、この木簡について新しい知見をふまえて論じてみることにしたい。

### 一 雁鴨池出土薬物名木簡（一九八号）の概要

慶州の雁鴨池は、新羅時代の王宮推定地、月城の東北に隣接する池である。一九七五年からの発掘調査で、数多くの遺物が出土し、その中に三〇点以上の木簡も含まれていた。

雁鴨池木簡については、発見当初より調査に携わっていた李基東氏により木簡に関する調査報告がなされ、日本にも紹介された<sup>(3)</sup>。

慶州・雁鴨池出土木簡は、中国年号の記載された木簡の存在により、その多くが八世紀半ばから後半のものであることが指摘されている。むしろ、一括資料ではないため、年代幅は考慮する必要があるが、少なくとも八世紀代の木簡が中心であることは問題ないと思われる<sup>(4)</sup>。これらの資料群がいずれも八世紀代であるという点は重要である。なぜなら、同時期の日本列島では、正倉院文書や平城宮木簡などの大量の同時代史料

が残っており、これらの同時代史料を手がかりに、雁鴨池出土木簡の内容や性格を考えることが可能となるからである。加えて、八世紀における新羅と日本の、漢字を媒介にした文化交流の様相を知ることでもできる。本稿でとりあげる木簡は、『韓国の古代木簡』（国立昌原文化財研究所、二〇〇四年）の雁鴨池出土木簡（一九八号）（木簡番号は、『韓国の古代木簡』による。以下同じ）に収載されている。公表当時は積文が明らかではなかったが、この木簡について、尹善泰氏の研究により、薬物名を列記した木簡であることが明らかとなった<sup>(5)</sup>。

その後、二〇〇五年一月と二〇〇六年三月に、共同研究のメンバーである李成市氏、平川南氏、橋本繁氏、三上喜孝が、国立慶州博物館や国立中央博物館の全面的な協力を得て、雁鴨池出土木簡の調査を行った。問題の一九八号木簡は、二〇〇六年三月に国立慶州博物館で調査したものである。赤外線カメラによる積読作業を経て、これまで積読されていなかった部分を含め、新たな積文を提示することができた。一九八号木簡については、すでに筆者による検討を公表しているが（以下、前稿と呼ぶ）、その後の知見もふまえて、ここであらためてこの木簡をとりあげることにしたい。

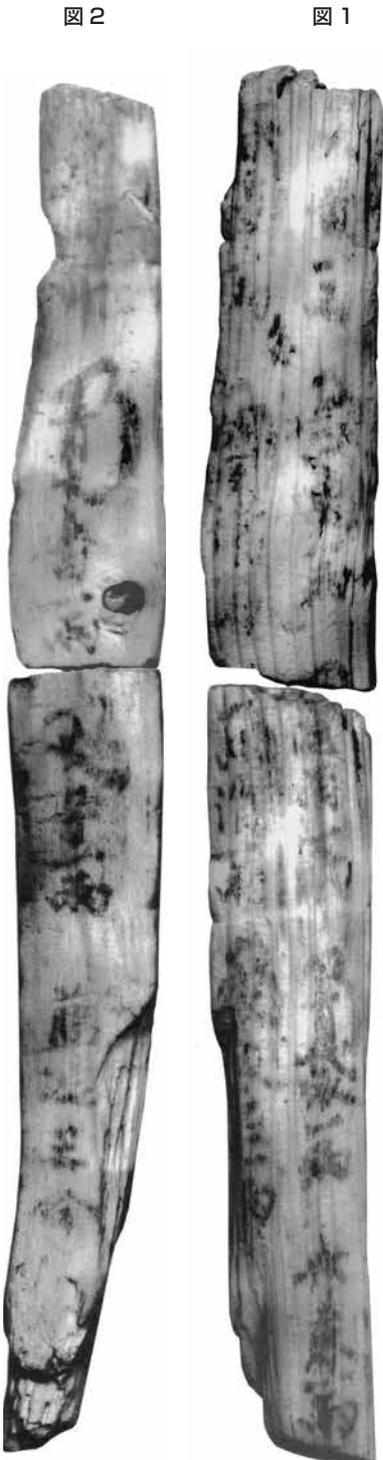


図1 雁鴨池出土薬物名木簡 1行目、2行目  
図2 雁鴨池出土薬物名木簡 3行目  
いずれも赤外線写真、『韓国の古代木簡』  
国立昌原文化財研究所、2004年より

新たに判明した木簡の积文は、以下の通りである。

○雁鴨池出土木簡（一九八号）

・ 大黃一兩 九カ分 黄連一兩 皂角一兩 青袋一兩 升麻一兩  
 甘草一兩 胡同律一兩 朴消一兩 一 一 一 一  
 ・ 青木香一兩 支子一兩 藍淀三分

三〇八ミリ×三九ミリ×二六ミリ

木簡は、断面三角形の棒状の木片の二面に墨書が確認される。文字のない面は、「大黃」で始まる面と同じくらいの幅があり、「青木香」の面よりも広い。下端は刃物による調整が行われているようである。

書式についてみると、薬物名を列挙してその下に一兩、三分などの重量を記している。また、大部分の薬物名の右上に、「了」の字をくずしたと思われる鉤形の合点が施されている。

当初、一つの面に二行書きで薬物名を書いたものの、一つの面では収まらず、別の面に残りの薬物名を一行書きしたものとと思われる。

二 木簡にみえる薬物名の検討

赤外線カメラによる調査により、従来は积読不明とされていた箇所についても新たに判読することができ、その結果、これまでより多くの薬物名を確認することができた。本木簡の性格については前稿において検討したが、本稿ではおもに薬物名を中心に検討することにした。

確認できた薬物名は、甘草、大黃、青木香、胡同律、皂角、青袋（青黛）、升麻、朴消、黄連、支子、藍淀である。

积読作業の過程で参考となったのは、正倉院の北倉に伝わる「種々薬

帳」である（『大日本古文書』四一七二）。この「種々薬帳」は、聖武天皇の七七忌にあたる天平勝宝八歳（七五六）六月二日に、追善供養のために光明皇后が東大寺大仏に献上した薬物を記録したもので、「国家珍宝帳」とならぶ献物帳の一つである。

雁鴨池出土木簡に記載されている薬物名の多くが、この「種々薬帳」に記載されている薬物と共通している点に、注意をひく。具体的には、木簡にみえる「大黃」「甘草」「朴消」「黄連」「胡同律」などが、「種々薬帳」にも登場する。

また、奈良・東大寺の正倉院宝物として残っている鳥毛立女屏風の下貼りとして使われている「買新羅物解」にも、当時の貴族が新羅商人から買い求めたと思われる薬物の名前がみえる。これらの「買新羅物解」は、ほぼ天平勝宝四年（七五二）頃におさえることができるが、この中にも、本木簡にみえる薬物と共通するものがある。

さらに最近、集英社版の『延喜式 下』（二〇一七年）が公刊され、典薬寮の篇目については丸山裕美子氏による詳細な注が付されている。<sup>(8)</sup> 本稿でも、それに依拠しつつ、雁鴨池木簡にみえる薬物名について若干の検討を行いたい。

甘草 かんそう

マメ科の植物カンゾウの根および根茎に比定される。『本草和名』によれば、「アマキ」とあり、「出陸奥国」とある。「種々薬帳」にもみえ、「買新羅物解」にも新羅からの購入品目としてみえる。

飛鳥池遺跡出土木簡に、

・ 甘草一兩 豉一升  
 ・ 桂心二兩半 □

（一二九）ミリ×（二七）ミリ×四ミリ ○八一型式

と書かれたものがあり、また藤原宮SD一〇五・一四五出土の木簡に、

・「漏盧湯方漏盧二兩升麻二兩黃岑二兩大黃二兩枳實二兩  
白僉二兩白微二兩勺藥二兩甘草二兩

・「麻黃二兩漏盧

新家親王 湯方兎糸子□ 本草

三〇二ミリ×三四ミリ×六ミリ 〇一一型式

と書かれたものがあることから、七世紀の時点で甘草は広く知られていた。

正倉院薬物にも甘草九六〇斤が含まれているが、これらは中国産と考  
えられている。

『延喜式』典薬寮には、年料雑薬として常陸国、陸奥国、出羽国が甘  
草を貢進することが定められている。

#### 大黃

タデ科の植物ショウオウダイオウの根茎に比定される。『本草和名』  
には「オホシ」とある。

藤原宮木簡に

・高井郡大黃く

・十五斤く

一四二ミリ×二七ミリ×三ミリ 〇三二型式

と書かれた木簡が出土している。高井郡は信濃国高井郡にあたる。

「郡」と書かれているので、大宝令制下の藤原宮（七〇一〜七〇九）に  
関わる木簡であろう。同じ信濃国でいえば、長屋王家木簡に

播信郡五十斤

合百廿斤く

讚信郡七十斤

一五九ミリ×二六ミリ×四ミリ 〇三二型式

とあるのも、信濃国からの大黃の貢進物付札木簡と考えられる。

なお、甘草の項であげた藤原宮木簡にも、漏盧湯方の処方として大黃  
がみえる。

「種々薬帳」にも大黃がみえる。「買新羅物解」にも新羅からの購入品  
目として「大黃」「大黃」がみえる。正倉院薬物にも現存し、中国産の  
錦紋大黃（断面につむじ紋が多くみられる重質の大黃）であるとされ  
る。

天平九年（七三七）の疫病の際に出された「典薬寮勘文」（『朝野群載』  
卷二一、凶事）には、傷寒にともなう豌豆病（天然痘）の治療法として、  
「初発覚欲作、則煮大黃五兩服之」とみえる。

『延喜式』典薬寮には、年料雑薬として、尾張国、武蔵国、美濃国、  
信濃国、陸奥国、越前国、越中国が大黃を貢進することを定めている。

本来ダイオウは日本で自生しないとされているが、大陸あるいは朝鮮  
半島からもたらされたダイオウ（チョウセンダイオウ）を、比較的適所  
である陸奥国や信濃国などの高冷地で栽培した可能性が想定できるので  
はないかとする説がある。

#### 青木香

木香ともいう。ウマノスズクサの根に比定される。『本草和名』には  
和名がみえないが、「出播磨国」とある。もともと輸入薬物で、「買新羅  
物解」にみえる。

正倉院文書の天平宝字六年（七六二）閏二月二日「奉写二部大般若

経料雑物収納帳」(『大日本古文書』一六一―一二五)に、「薰陸一両青木香五両雜香參兩」を買ったという記載がみえており、同時代の日本にも存在したことが確認できる。「種々葉帳」にはみえないが、正倉院には青木香の現物とされるものと「青木香」と墨書された布袋が残っている。<sup>(16)</sup>

天平九年(七三七)の「典葉寮勘文」(前掲)には、傷寒にともなう豌豆病(天然痘)の治療法として、「又青木香二両、水三升、煮取一升、頓服」とある。

『延喜式』典葉寮には、年料雑葉として、尾張国、下総国、常陸国、近江国、上野国、下野国、播磨国が青木香を貢進することが定められている。

#### 胡同律

胡桐涙とよばれる生薬と同じか。原植物はオトギリソウ科のテリハボクあるいはその近縁植物かと推定される。「種々葉帳」に「胡同律」がみえる。また、正倉院薬物にも胡同律が確認されている。<sup>(17)</sup>『新修本草』では、「胡桐涙……一名胡同律」とみえる。<sup>(18)</sup>「胡同律」の表記が慶州・雁鴨池木簡と日本の正倉院文書で共通して使われている点が注目される。

#### 升麻

キンポウゲ科の植物シヨウマの根茎に比定される。『本草和名』に「トリノアシクサ・ウタクサ」とある。先にあげた藤原宮木簡に、漏盧湯方の処方として甘草、大黃などとともに升麻がみえる。また、同じく藤原宮木簡に、次のような木簡がみえる。<sup>(19)</sup>

×升麻二両 白鏡二両 枳実二両×  
□薬□

(一三二) ミリ×(一一) ミリ ○九一型式

『延喜式』典葉寮には、年料雑葉として、大和国、摂津国、伊賀国、伊勢国、尾張国、甲斐国、上総国、美濃国、上野国、越前国、丹波国、丹後国、但馬国、伯耆国、播磨国、美作国、備前国、備後国、周防国、紀伊国、阿波国、讃岐国、伊予国、土佐国が升麻を貢進することが定められている。

#### 黄連

キンポウゲ科の植物オウレンの根茎に比定される。『本草和名』に「カクマクサ」とある。二条大路木簡に「黄連」と記した削屑がある。『播磨国風土記』讃容郡・宍禾郡にもみえる。

天平九年(七三七)の疫病の際に出された「典葉寮勘文」(前掲)には、傷寒にともなう豌豆病(天然痘)の治療法として「又黄連三両、以水二升煮取八合、服之」とみえる。

『延喜式』典葉寮には、年料雑葉として、近江国、信濃国、越前国、加賀国、能登国、佐渡国、丹波国、丹後国、但馬国、美作国、備中国、安芸国が黄連を貢進することが定められている。

#### 朴消

鉱物芒消を加工して得られる粗製結晶に比定される。「種々葉帳」にみえる。『本草和名』には「出若狭・備中国」とある。

『続日本紀』天応元年(七八二)六月壬子条に、羽粟翼を難波に派遣して朴消を練らせたという記事がある。また、『続日本後紀』承和七年(八四〇)二月庚申条に「大宰府をして例進の朴消を停止せしむ」とあり、

大宰府がこれ以前に朴消を貢進していたことがわかる。『延喜式』典葉寮には、年料雑葉として、備中国、備後国が朴消を貢進することが定められているほか、『延喜式』民部省下によれば、年料交易雑物として備中国が朴消一〇〇斤を負担することになっていた。

#### 皂角

マメ科の植物ソウキョウの果実に比定される。『延喜式』典葉寮にみえる「皂莢」とおなじものか。

#### 支子

アカネ科の植物クチナシの果実に比定される。『日本書紀』天武天皇一〇年八月丙戌条に「多禰島」の土毛として「支子」、『肥前国風土記』の松浦郡条に「枝子」とあり、二条大路木簡に「伊予国枝子壺斗」とみえる。<sup>(20)</sup>『延喜式』典葉寮2蠟月御葉条に「支子人九両」とみえる。

#### 藍淀・青袋

本木簡で、未詳とされた薬物が、「藍淀」である。これに関連して、『出雲国風土記』や『延喜式』（典葉式）にみえる薬種名に「藍漆」というものがある。この「藍漆」については、丸山裕美子氏が次のように述べている。<sup>(21)</sup>

一方「藍漆」は、『出雲国風土記』では意宇郡など六郡にみえ、典葉式でも二八カ国から貢進することが規定されている。『和名類聚抄』に「藍漆膏」もあり、古代日本においてはごく一般的な薬物であったらしい。『本草和名』においては、「本草外葉」として、「仙沼子・統随子・藍漆・撲奈」を「已上四種、施用多驗、但所出未詳」とする。中国の本草書によらない植物性薬物ということになる。ただし中国の医書である『范汪方』には、この「藍漆」を使用した処方が見

える。また近年朝鮮半島の雁鴨池から出土した木簡に薬物名を列挙したものがあり、その中に三上喜孝氏によって「藍淀」と読まれているものがある。写真ではよくわからないが、二字目の偏はサンズイであることは認められる。「藍淀」という薬物は他に見えず、「藍漆」の可能性もあると思う。そうだとすると、「藍漆」はあるいはもともと朝鮮半島で薬物として認められていたものかも知れない。

また、集英社版『延喜式 下』典葉寮の注には、次のようにある。

藍漆 本草和名や医心方一（諸薬和名）には、「本草外葉」として挙げ、僕奈とともに「世用多驗、但所出未詳」とある。中国の本草には載せない生薬であるが、出雲国風土記（意宇郡・島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・神門郡・仁多郡）および播磨国風土記（讃容郡）に見え、早くから薬効が知られていたらしい。

このように、藍漆についてはこれまで未詳とされてきた。ただ本木簡の文字自体は、釈読の結果、「藍漆」ではなく「藍淀」と読むべきことは確実である。

そこでまず「藍淀」についてみていくと、時代は降るが、明代に李時珍により編纂された『本草綱目』に「藍澱」があり、「藍淀」にも作る」とある。そして藍澱（藍淀）の説明として、次のようにある。

【積名】時珍曰、澱、石殿也、其滓澄殿在下也、亦作淀、俗作澱、南人掘地作坑、以藍浸水一宿、入石灰攪至千下、澄去水則青黑色、亦可乾取用染青碧、其攪起浮沫、掠出陰乾、謂之靛花、即青黛（時珍曰く、澱とは石殿のことであって、その滓を澄ませて下に沈殿したものという。また淀にも作り、俗に澱とも書く。南方の人は

地を掘って坑を作り、藍を水に浸すこと一晚、石灰を入れ、千回攪きまわしてそれを澄まし、水を取り去ると青黒色になる。また乾し収めて青碧を染めるのに用いる。その攪きまわす際にできる浮沫を掠め出し、それを陰干ししたものを靛花という。これがすなわち青黛である。

【気味】辛、苦、寒、无毒。

【主治】解諸毒、敷熱瘡、小兒禿瘡熱腫（藏器）。止血殺虫、治噎膈（時珍）。

【發明】時珍曰、淀乃藍与鍛石作成、其氣味与藍稍有不同、而其止血、拔毒、殺虫之功、似勝于藍。按《広五行記》云、唐永徽中、絳州一僧、病噎不下食数年、臨終命其徒曰「吾死后、可開吾胸喉、視有何物苦我如此？」及死、其徒依命、開視胸中、得一物、形似魚而有兩頭、遍体悉似肉鱗。安鉢中、跳躍不已。戲投諸味、雖不見食、皆化為水。又投諸毒物、亦皆銷化。一僧方作藍淀、因以少淀投之、即怖惧奔走、須臾化成水。世伝淀水能治噎疾、蓋本于此。今方士或以染缸水飲人治噎膈、皆取其殺虫也。

（時珍曰く、淀は藍と石灰とで作成するもので、気味は藍とやや同じからぬ点があつて、血を止め、毒を抜き、虫を殺す効力は藍に勝る。『広五行記』という書を按ずるに、「唐の永徽年間に、絳州のある僧が噎を病み、食物が喉を通らないこと数年がたった。死に臨み、その弟子を呼んで言った。「私の死後、この胸と喉を開いて、何が私を苦しめたのかを確かめてくれ」と。僧の死後、その弟子たちは命じられたとおり、胸の中を開き見てみると、一つのを発見した。それは、形が魚のようで、頭が二つあり、全身悉く肉鱗のように見え、鉢に入れておくと絶えず跳ね踊る。戯れにさまざま食べ物を与えると、食べる場所が見えないのにみな水になつてしまつた。また様々な毒物を投げ入れても、やはりみな銷化してしまつた。

ところがあるとき、ある僧が藍淀を作つて、少しの淀をその鉢に投げ入れると、虫はたちまち恐れ惑つて逃げ回り、あつという間に溶けて水になつてしまつた。世間では淀水はよく噎疾を治すと言ひ伝えているが、蓋しこれをもとにしているのだ」と。いま方士たちが染料の藍の水を飲ませて噎膈（噎膈は飲み込めない病）を治すというのも、やはり殺虫の効力をとるのである。

これによると、藍を水に浸し、石灰を入れ、よくかき回し、沈殿したものが藍淀（澱）であり、上澄みをとつたものを青黛というところ。すなわち、藍淀と青黛は、材料や製法がほぼ同じものであると思われる。一方で『本草綱目』にみえる「青黛」の説明を見ると、以下のようである。

【集解】志曰、青黛从波斯国来。今以太原并廬陵、南康等処、染淀瓮上沫紫碧色者用之、与青黛同功。時珍曰、波斯青黛、亦是外国藍靛花、既不可得、則中国靛花亦可用。或不得已、用青布浸汁代之。貨者復以干淀充之、然有鍛石、入服餌藥中当詳之。

（志曰く、青黛は波斯国から輸入する。今は太原（山西省太原）、ならびに廬陵（江西省吉水県東）、南康（江西省星子県）等の地方の藍靛の沫の紫碧色なるものを用いるが、青黛と効力は同じである。時珍曰く、波斯の青黛というも、やはり外国の藍靛花のことで、これが手に入らないときは中国の靛花を用いてもよい。あるいはやむを得ぬ場合は青布を浸した汁を代用する。商品には乾澱を青黛としてあるが、しかしそれには石灰が入っているから、服餌の薬中に入れるには、詳細の吟味を要する）

これによると、青黛は本来はペルシャ産であるという。北インド産の

マメ科の植物や南インド産のキアイ（木藍）から得られた「あい」であろうとされている。

「藍淀」と「青黛」は、効能はほとんど同じだが、とくに波斯国から輸入したものを「青黛」と呼んでいた可能性がある。

本木簡では「藍淀」と「青黛」を区別しているが、日本古代の史料には「青黛」「藍淀」ともに確認されない。

また、本木簡では「青袋」と表記されているが、「袋」も「黛」も、現代韓国語の音では「대」と同じ発音であることから、同じ音の漢字を通用させたものと考えることができる。

次に『延喜式』典藥寮にみえる「藍漆」については、高麗時代の医薬書である『郷藥救急方』（宮内庁書陵部蔵、函架番号五五八・二）に、

藍漆 本名藍藤根、味辛、温、本草云、生新羅、八月採、乾。

とある。<sup>(22)</sup>

『郷藥救急方』とは、現存する朝鮮最古の医学書で、高麗・高宗時代の一三世紀後半に編纂された。中国から輸入された「唐藥」ではなく、朝鮮半島で自生しており民間でも入手可能な「郷藥」による処方について述べた医学書である。初刊本は現存せず、朝鮮時代の太宗一七年（一四一七）の重刊本が残っている。<sup>(23)</sup>この書は上中下の三卷からなるが、巻末に附録として「方中郷藥目草部」として、郷藥一八〇種についての俗名、薬味、薬毒および採取方法が簡略に記述されている。その中に「藍漆」がみえるのである。

また、朝鮮時代の医書である『東医宝鑑』（許浚・一六一一年完成）「湯液篇卷二草部上」の中に「藍漆」ならびに「藍淀」の薬物名がみえる。<sup>(24)</sup>

#### 藍藤根

性温、味辛、無毒。主上気冷嗽、煮服之、或作末、和蜜作煎服。処々有之、根如細辛、即今藍漆也。〈俗方〉

#### 藍実

性寒（一云冷）、味苦（一云甘）無毒。主解諸毒、殺蠱・蚊・鬼蟄、治経絡中結氣、令人健、少睡。即今種蒔大藍実也。五月、六月採、実子若蓼子而大、黑色。〈本草〉

#### 葉汁（中略）

青黛 性寒、味咸、無毒。主解諸藥毒、天行頭痛寒熱、亦治熱瘡・惡腫・金瘡下血・蛇犬等毒、解小兒疳熱・消瘦、殺虫。青黛乃藍為之、以藍造者乃入藥。〈本草〉 青黛殺惡虫物、化為水。〈丹心〉 治熱毒・虫積・疳痢、除五臟郁火而瀉肝。〈医鑑〉青色、古人用以画眉、故曰黛。即靛花也。〈入門〉

藍淀 亦堪敷熱惡腫、蛇虺螫毒、兼解諸毒、及小兒丹熱。此染瓮上池沫、紫碧色者、功同青黛。〈本草〉

このように「藍漆」は、朝鮮半島自生の藍を用いた薬物として古くから広く知られていた。

『延喜式』典藥寮には年料雑薬として、伊勢国、尾張国、伊豆国、甲斐国、相模国、下総国、常陸国、近江国、美濃国、信濃国、下野国、加賀国、越中国、佐渡国、丹波国、丹後国、但馬国、因幡国、伯耆国、出雲国、石見国、播磨国、美作国、安芸国、周防国、長門国、紀伊国、讃岐国といった、実に広範囲の諸国から藍漆を貢進することが定められている。貢進国の傾向としては、日本海側の諸国や、渡来人が集住した国が多いなどがあげられ、比較的早い段階で、藍漆の知識が朝鮮半島からの渡来人によってもたらされたことが関係しているように思う。

おわりに

以上、韓国・慶州市・雁鴨池遺跡出土の薬物名木簡に書かれた薬物名を出発点として、日本列島の医薬文化、とくに薬物に関わる知識が、朝鮮半島の影響を強く受けているのではないかとこの見通しを述べた。とくに木簡に記された薬物名は、同時代の日本の史料にも見られるものが多い。そればかりでなく、たとえば「胡同律」は、その表記が正倉院の「種々薬帳」と表記が共通するなど、薬物名の表記においても、日本と朝鮮半島で共通性が見られる点は興味深い。

古代日本の医薬文化は、中国からそのまま輸入したわけではなく、文字や仏教など他の文化と同様に、朝鮮半島の医薬文化の影響を強く受けていた可能性がある。『延喜式』典薬寮に広く確認できる「藍漆」が、中国の本草書にほとんどみられないのに対して、朝鮮半島の医薬書で確認できる薬物であることは、そのことを示しているように思える。本稿では、見落とした史料も数多いと思われるが、今後も引き続き、古代の日本と朝鮮における医薬文化の関係を検討していきたい。

註

- (1) 東野治之「鳥毛立女屏風下貼文書の研究」『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年。
- (2) 三上喜孝「慶州・雁鴨池出土の薬物名木簡について」『朝鮮文化研究所編「韓国出土木簡の世界」』雄山閣、二〇〇七年。
- (3) 李基東「雁鴨池から出土した新羅木簡について」『國學院雑誌』八三六、一九八二年。
- (4) 橋本繁「慶州雁鴨池木簡と新羅内廷」『韓国古代木簡の研究』吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇七年。
- (5) 尹善泰「月城亥字出土新羅文書木簡」『歴史と現実』五六、二〇〇五年。尹善泰「慶州月城亥字出土新羅木簡に対する基礎的検討」註2『韓国出土木簡の世界』所収。

- (6) 三上註2論文。
- (7) 東野註1論文。
- (8) 虎尾俊哉編『延喜式下』集英社、二〇一七年所収「卷第三十七 典薬寮」(丸山裕美子氏担当)。
- (9) 奈良文化財研究所編「飛鳥藤原京木簡」一七二一、二〇〇七年、『木簡研究』二一。
- (10) 木簡学会編「日本古代木簡選」岩波書店、一九九〇年。
- (11) 柴田承二監修・宮内庁正倉院事務所編「図説正倉院薬物」中央公論新社、二〇〇〇年。
- (12) 『日本古代木簡選』(註10)
- (13) 奈良文化財研究所編「平城京木簡」一七六、一九九五年。
- (14) 『図説正倉院薬物』(註11)
- (15) 傳田伊史「日本古代の大黃の貢進について」『古代信濃の地域社会構造』同成社、二〇一七年。
- (16) 柴田承二「正倉院薬物第二次調査報告」『正倉院紀要』二〇、一九九八年、米田該典「正倉院の香薬 材質調査から保存へ」思文閣出版、二〇一五年。
- (17) 前註と同じ。
- (18) 宮内庁書陵部「図書寮叢刊 新修本草 残巻」一九八三年。
- (19) 奈良県教育委員会「藤原宮」一九六九年。
- (20) 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三一、一九九五年。
- (21) 丸山裕美子「延喜典薬式「諸国年料雜藥制」の成立と『出雲国風土記』」『延喜式研究』二五、二〇〇九年。
- (22) 翻刻は、金信根編著『韓醫藥書攷』ソウル大学出版部、一九八七年も参照した。ここには、「郷薬救急方」の附録である「方中郷薬目草部」が翻刻されている。
- (23) 前註書。
- (24) テキストは、許浚編著・郭霽春主校『東医宝鑑』(中国中医薬出版社、二〇一三年)を用いた。なお他の諸本では「藍淀」を「藍澱」と表記するものもある。

(国立歴史民俗博物館研究部)  
 (二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了)